

令和6年度滞在型観光推進計画策定支援等委託業務
公募型プロポーザルに関する企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類、様式及び提出部数を次表に示します。

項目番号	提出書類の名称	規格及び制限枚数	提出部数
1	表紙・目次	A 4、2枚以内	正本1部 副本9部
2	業務に対する考え方・企画提案の概要	A 4、2枚以内	
3	企画提案の具体的な内容 (1) セミナー等の企画・運營業務 (2) 中山間地域で長期滞在できる態勢づくり (3) 宿泊施設を中心とした地域の取組支援 (4) 取組事例の公表・横展開 (5) 継続実施に向けた仕組みづくり	A 4、25枚以内	
4	実施体制図、本仕様書に定める業務に関する実績	A 4、2枚以内	
5	スケジュール	A 4、2枚以内	
6	経費見積書	A 4、2枚以内	
計		A 4、35枚以内	

- ※1 表紙には、提案事業者名、代表者職氏名、所在地、担当者名、電話番号、電子メールアドレスを記載してください。
- ※2 A 3用紙を利用する際は、A 4サイズに3つ折りにしてください。
各番号内では、規格を縦又は横に統一してください。
- ※3 A 3用紙1枚はA 4用紙2枚とカウントします。
- ※4 審査委員への送付のため、企画提案書のPDFデータも併せてご提出ください。
- ※5 すべて片面印刷とします。表紙、目次以外の各ページにページ数を入れてください。

2 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）

企画提案書のPDFデータの提出は、メール又はCD-RW等とします。

3 提出期限

令和6年3月22日（金）17時必着

※この期限までに全ての必要書類の提出がないものは、受付することができませんのでご注

意ください。

4 提出先

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県庁本庁舎5階 高知県観光振興部地域観光課
担当：西本、竹崎 TEL：088-823-9706
e-mail：020601@ken.pref.kochi.lg.jp

5 受理の通知

提出いただいた書類が期限までに到着し受付したときは、提出者に対して書類が到着したことをお知らせする電子メールを送信します。

6 企画提案の具体的な内容及びポイント

仕様書に示す業務について、下記の内容を盛り込み、効果的かつ効率的な工程及び方法を総合的に提案してください。

(1) セミナー等の企画・運營業務

- ・2つのテーマのセミナーの構成案、先進事例と講師の候補
- ・宿泊施設を中心に長期滞在できる地域づくりの取組に対する理解度向上や機運醸成のための工夫
- ・より多くの参加者を集めるための手法

(2) 中山間地域で長期滞在できる態勢づくり

ア 候補エリアの選定

- ・可能性のあるエリアを公平に選定するための選定基準の項目と選定方法
- ・意欲の高い市町村や事業者を集める効果的な募集方法

イ 事業計画策定等

- ・物件、地域資源、地域プレイヤー等の調査や発掘の方法
- ・地域住民・事業者との意識合わせの方法、理解を得るための工夫
- ・宿泊施設を中心に長期滞在できる地域づくりのために、計画に記載する項目とその基準
また、選定エリアが基準に達していない場合の磨き上げ等の対応
- ・モニターツアーの企画案、招聘する有識者の候補

(3) 宿泊施設を中心とした地域の取組支援

ア 専門家派遣の体制整備

- ・県内で想定される課題・ニーズ等に対応できる専門家の候補

イ 支援先（地域連携グループ）の選定

- ・取組を主体的に進める意欲を持つ地域連携グループを集める効果的な募集方法
- ・地域連携グループの選定方法

ウ 専門家派遣等による支援

- ・地域連携グループの現状分析や課題・ポテンシャル等の抽出方法
- ・専門家派遣、実践プロセスの支援方法（専門家の候補、内容、回数等）

(4) 取組事例の公表・横展開

- ・ 県内の他のエリアや宿泊施設等に、効果的に横展開するための方法

(5) 取組を継続して実施できる仕組みづくり

- ・ 事業終了後に地域自らが、取組を継続や拡大していくことのできる仕組みや工夫

(6) その他、提案書に記述する内容についての留意事項

- ア 本業務における業務推進体制及び業務責任者、その他当該業務に従事する者及びその役割を記載してください。特に、JVの場合は、明確な役割分担を記載してください。
- イ 別紙仕様書に記載する業務を実施するにあたり、実行可能で、効果的かつ効率的な支援となるよう、スケジュールを提案してください。
- ウ 他の自治体等の受託を含む類似の案件の主な実績（事業名、概要、契約額等）を記載してください。
- エ 経費見積書については、項目ごとに経費を積算し、内訳が分かるように記載してください。
- オ その他「令和6年度滞在型観光推進計画策定支援等委託業務公募型プロポーザル審査要領」に定める審査基準を参考に記載してください。

7 企画提案についての留意事項

- (1) 企画提案書は1者1提案とします。
- (2) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (3) 提出された企画提案書が次項に該当するときは無効となる場合があります。
 - ア 虚偽の内容が記載されているもの
 - イ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの
- (4) 本委託業務の契約及び事業執行にあたっては、プロポーザルで提案された内容等を発注者と受注者が協議のうえ、変更することがあります。